

第5章 障害福祉計画

(障害児福祉計画を含む)

1. 平成 32 年度の目標値の設定
2. 障害福祉サービス
3. 障害児福祉サービス
4. 地域生活支援事業
5. 地域生活支援促進事業
6. 岩沼市独自事業(その他の事業)

1. 平成 32 年度の目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国及び県は、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値としては、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活に移行することを目指しており、平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを、数値目標設定の基本指針としています。ただし、平成 29 年度末において、平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、未達成割合を加えることとしています。

本市では、施設に入所している障害者が自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行できるよう支援するとともに、グループホーム等の整備を促進し、地域生活への移行を推進します。

地域生活への移行を進める観点から、現在、施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

なお、児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させる施設を除いて設定します。

(目標値)

平成 28 年度末時点の入所者 35 人のうち 3 人が、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する一方、新たに施設へ入所する人を 2 人と見込み、差し引き、1 人を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	35 人	平成 29 年 3 月 31 日入所者数
地域生活移行目標数	3 人	入所施設からグループホーム等への地域移行見込者数
	(8.6%)	
削減目標数	1 人	平成 32 年度末段階での削減見込者数 (平成 32 年度末の利用人員=34 人)
	(2.9%)	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

国の基本指針では、平成 32 年度末までにすべての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、新たに平成 32 年度末における成果目標の設定を次のとおりとします。

(目標値)

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場	平成 32 年度末までに、市内に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。

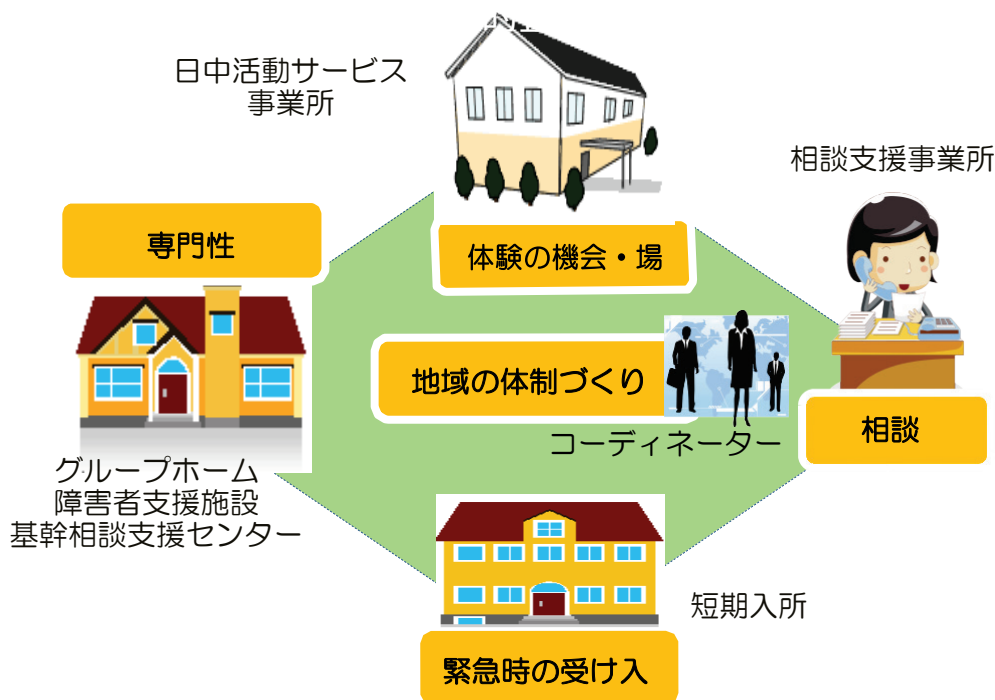
(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

前期の国の基本指針では、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としており、本市でも平成 29 年度には面的に整備しました。今後はさらなる充実を図ります。

■面的整備型のイメージ

(「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議(平成28年12月)」資料より)



地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針において、福祉施設から一般就労に移行する人を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることとされています。

この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることが示されています。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、目標値の設定にあたっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。

本市では、自立支援協議会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携の強化を図り、一般就労への移行を支援します。また、市等の地方公共団体等での、福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、庁内における業務の掘り起こしを行い、発注が可能な業務の委託に向けた働きかけや、施設が受注可能な業務の紹介を行うことにより、福祉的就労の活動の活性化に努めるとともに、事業所における魅力ある商品づくりや商品の販路拡大等、工賃向上の取り組みについて支援します。

(目標値)

福祉施設から一般就労に移行する人の人数、就労移行支援事業利用者数や就労移行率が3割以上の就労移行支援事業の事業所数については、国の基本指針に基づき設定します。

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数	5人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	8人 (1.6倍)	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	18人	平成28年度末段階での利用者数
【目標値】 平成32年度末における就労移行支援利用者数	22人 (122%)	平成32年度末段階での利用見込数
平成32年度末の市内就労移行支援事業利用事業所数	2事業所	平成32年度末段階での利用見込数
(うち)就労移行率が3割以上の事業所	1事業所 (50%)	平成32年度末段階での見込数
職場定着率	80%	平成32年度目標値

(5) 障害児支援体制の整備等

国の基本指針においては、平成 32 年度末までに、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置し、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

(目標値)

国の基本指針では、下記の項目において、単独市だけでなく、複数の自治体による圏域での設置も可能としています。本市では、設置目標を次のとおりとします。

項目	目標
児童発達支援センター	近隣市町での設置も視野に整備 平成 32 年度末時点での設置目標数 1
保育所等訪問支援（利用可能事業所）	近隣市町での設置も視野に整備 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	市単独で整備 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	市単独で整備 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成 30 年度に市単独で設置

2. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害児・者にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

対象者については、次のとおりです。

○障害支援区分が区分4以上で、二肢以上麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人

○障害支援区分が区分4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

■行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害児・者又は統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者は、障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の調査項目のうち行動関

連項目の合計点数が 10 点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）の人です。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。対象者については、次のとおりです。

- 障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者あるいは最重度知的障害者の人
- 障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）等の合計点数が10点以上である人

訪問系サービスの5つのサービスを一体として目標設定します。平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (時間/月)	898	943	987	990	990
実利用人数 (人/月)	54	57	60	60	60

【見込量確保のための方策】

ヘルパーの人員不足やヘルパーの担い手（若者）不足が問題となっています。そのため、インフォーマルサービス（※4）の活用も視野に入れ、社会福祉協議会やボランティア等との情報共有、意見交換を行い人員不足への対応を図ります。

また、事業所に行動特性や障害の理解、障害者とのふれあいの場の提供、出前研修等を行うことで質及び量の確保に努めていきます。

（2）日中活動系サービス

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。対象者については、次のとおりです。

○常に介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は、区分4）以上の人

○常に介護を必要とする人で、年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

なお、生活介護は、市内に身体障害者対応の通所先がないため、必要なサービスが提供できるように、供給量の確保に努めます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	1,138	1,177	1,210	1,215	1,215
実利用人数 (人/月)	52	54	56	56	56

※4 インフォーマルサービス：国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉サービスのことをフォーマルサービスというのに対して、家族、近隣住民、NPO法人やボランティアなどが行う非公式な援助を、インフォーマルサービスという。

■ 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障害者等に対して、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等においても利用実績がありませんでした。当面において利用はないものと見込みます。

■ 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、知的障害者や精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 量 (人日/月)	174	199	223	219	216
実利用人数 (人/月)	5	6	7	7	7

■ 自立訓練（宿泊型自立訓練）

知的障害又は精神障害者について、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者です。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/月)	5	4	5	5	5

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 32 年度末の成果目標と平成 29 年度見込から、利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 量 (人日/月)	344	373	401	420	420
実利用人数 (人/月)	18	20	21	22	22

■就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づいて労働の機会が提供され、就労に必要な知識や能力の向上が図られ、一般就労に向けた支援が提供されます。B型は、雇用契約は結ばずに、就労の機会が提供されます。

A型については、平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

B型については、平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

<A型>

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	123	136	148	146	144
実利用人数 (人/月)	6	7	8	8	8

<B型>

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	1,793	1,794	1,881	1,968	2,108
実利用人数 (人/月)	101	102	107	112	120

■就労定着支援（☆新しいサービス）

平成30年度より新たに創設される就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)			4	6	8

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

対象者については、次のとおりです。

○病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人

○筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人の療養介護は、対象者が限られることから、平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	10	11	11	11	11

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

なお、緊急時の受け入れ体制の整備が求められていることや、施設や病院からの地域移行等に伴う需要が見込まれるため、緊急短期入所を一床確保しました。今後もニーズに応じた供給量を充足するため確保に努めます。

<福祉型>

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	81	87	92	97	102
実利用人数 (人/月)	24	25	26	27	28

<医療型>

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	4	12	12	12	12
実利用人数 (人/月)	1	3	3	3	3

【見込量確保のための方策】

就労継続支援B型については、市内でのサービス提供ができるように検討を進めますが、雇用契約に基づき就労の機会が提供されるA型については、近隣市町での整備が進んできていることもあり、圏域での供給という視点で供給量の確保に努めます。

なお、短期入所は、事業所及び関係機関と連携を図り、圏域も含めた供給量の確保に努めます。

(3) 居住支援・施設系サービス

■ 自立生活援助 (☆新しいサービス)

平成30年度より新たに創設される自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方等に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)			39	37	35

■共同生活援助(グループホーム)

グループホームでは、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、ひとり暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/月)	46	47	50	52	54

■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。対象者については、下記のとおりです。

- 生活介護を受けている障害支援区分が区分4（50 歳以上の場合は、区分3）以上の人
- 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という）を受けている人のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は通所によって訓練等を受けることが困難な人
- 生活介護を受けていて障害支援区分が区分4（50 歳以上の場合は障害支援区分が区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人
- 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に

必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	35	34	34	34	34

【見込量確保のための方策】

居住支援・施設系サービスは、地域生活の継続に必要な支援であることから、日中活動の場とあわせて供給量の確保に努めます。グループホーム等については、平成30年度以降も継続して供給量が確保できるよう関係機関等へ働きかけ、整備促進を図るとともに、新たに事業を実施する社会福祉法人等へ国、県の補助制度等を活用しながら、円滑に事業を開始できるように支援を行います。

(4) 相談支援サービス

■計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対し、サービス等利用計画の作成やモニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	96	97	98	98	98

■地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住まいの場の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。平成30年度から2人の利用を見込んでいます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	0	1	2	2	2

■地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、障害者と常時の連絡体制を確保し、地域定着に向け支援します。障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談に応じることや駆けつけられる体制も整えることで対応します。

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。平成30年度から2人の利用を見込んでいます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	0	0	2	2	2

【見込量確保のための方策】

計画相談員の増員、相談員の質の向上等に向けて、相談支援事業所へ研修や講習会

等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。さらに新規参入を促す等の働きかけを行う等、提供体制の整備に努めます。また、医療機関との連携が重要であることから、医療機関を含め関係機関との連携を強化していきます。

3. 障害児福祉サービス

(1) 障害児支援に関する基本的な考え方

■子ども・子育て支援制度と障害児支援

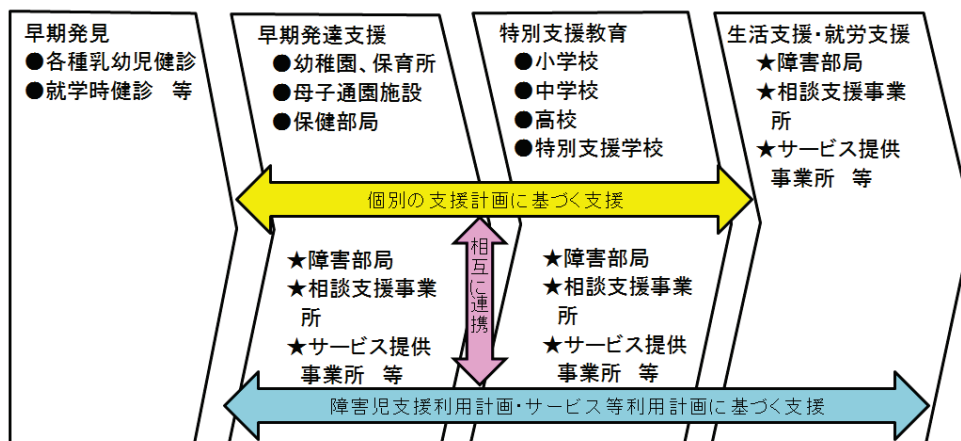
平成 27 年4月に始まった「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた子育て支援事業の提供対策等とあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

本市では、障害児やその家族の状況に応じて必要な子育て支援事業のサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障害児施策の体系的な推進に取り組みます。

■切れ目のない支援体制の構築

障害のある児童や障害が疑われる児童については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、本人とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市では、保健部局、保育部局、教育部局と障害部局が連携し、岩沼市特別支援連携協議会等の中で、児童に対する切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。



(2) 障害児支援

■児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な 1 人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 量 (人日/月)	117	117	116	116	116
実利用人数 (人/月)	13	13	13	13	13

■医療型児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態に応じ治療も行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込においても利用実績がありませんでした。当面において利用はないものと見込みます。

■放課後等デイサービス

療育の必要があると認められた障害のある就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進のための支援を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な 1 人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	778	783	805	822	840
実利用人数 (人/月)	69	69	70	70	70

■保育所等訪問支援

療育の専門職が、障害特性に応じた専門的な支援を保育所等（保育所・幼稚園・小学校、特別支援教室、放課後子ども教室等）において実施するものです。

平成29年度の利用実績見込においては利用実績がありませんでしたが、平成32年度末時点での利用可能事業所の確保に向けて取り組んでいきます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	1	1	1
実利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1

■障害児入所支援

障害児入所支援については、宮城県で支給決定等の事務を行うことから目標値の設定は、行わないものとします。

■障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画の作成、モニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

平成28年度までの利用実績及び障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	21	24	24	24	24

■居宅訪問型児童発達支援（☆新しいサービス）

重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを今後検討していきます。

【見込量確保のための方策】

障害児向けのサービスは、概ね充足してきているものの各障害児の利用の動向等を踏まえながら安定した供給量の確保に努めます。また、保育所等訪問支援や重症心身障害児を支援する体制の整備については、平成32年度末の利用を目標に取り組んでいきます。

また、障害特性に応じた質の高いサービスが提供されるよう各事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。

（3）障害児子ども子育て支援等の地域資源の提供体制の整備

国の基本指針では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行うとされています。

市では、これまでの実績をもとに、人口動向を勘案した上で、以下のように見込量を推計しました。これらの見込量を確保できるよう、各施設・事業での供給体制を整えていきます。

■保育所（園）

保護者が就労していたり、病気等のために、家庭で保育ができないとき、保育所（園）において乳幼児の保育を行います。

【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

■認定こども園

保育所（園）と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。（平成30年4月開設予定）

【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により留守家庭になる小学生の心身の健全な育成を図るため、放課後児童クラブにおいて、「放課後児童支援員」が家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育にあたります。

【今後の方向性】

放課後児童支援員の加配や、放課後児童支援員の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

■母子通園施設

心身に障害をもつ子どもたちに療育事業や親支援を行い、子どもたちの発達を促し、集団適応の基礎づくりを行います。

【今後の方向性】

障害のある子どもたちが活動しやすい環境づくりを行うとともに、保護者の抱える不安や負担軽減に努めます。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

今後も相互援助活動が円滑に実施できるように支援します。

■地域子育て支援拠点事業

「ひろば型」と「センター型」の2種類の地域子育て支援拠点施設において、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、親子どうしの交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

【今後の方向性】

保育士等の専門職を配置し、子育てに関する相談支援を行うとともに、必要に応じ、障害に関する専門機関へのつなぎを行います。

種別	障害児の利用実績 (平成29年度については実績見込)		定量的な目標（障害児の利用見込み）（人）		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所（園）	10	12	13	13	14
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	10	10	10	10	10
母子通園施設	12	14	14	14	14
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	1	1	1	1

4. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において障害や障害者等に対する理解を深める研修等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族や地域住民等によるピアサポート活動やボランティア活動等の自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

■障害者相談支援事業

障害者及びその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

生活上の様々な課題に対し、きめ細やかな支援ができるように相談支援事業所の質の向上に努めるとともに、ホームページや障害者手帳の新規交付時等において、障害福祉サービスや相談支援事業所等についての周知に努めます。

■その他の相談支援事業

地域の相談支援の拠点として、制度上位置づけられている基幹相談支援センターの設置については、これまで、岩沼市障害児者地域自立支援協議会等でそのあり方等について検討してきました。今後、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業を含めた相談支援事業の充実を図り、基幹相談支援センターの設置について引き続き検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見の申し立てに要する経費等の助成を行うことにより制度の利用を支援し、障害者の権利擁護に努めます。

平成 28 年度までの利用実績をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施件数	1	4	5	6	7

【見込量確保のための方策】

障害のある人の財産管理や福祉サービス利用の支援を含め、成年後見制度等各種制度の周知と利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことができる法人を育成するための研修等を行います。

利用実績はありませんが、研修等を実施し、法人後見ができる事業所の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣、手話通訳者等の配置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	21	21	21	21	21
手話通訳者等 実設置者数	2	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

市受付窓口への手話通訳者等の配置を引き続き行うとともに、周知に努めます。

(7) 日常生活用具給付事業

該当する障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、(1)介護・訓練支援用具、(2)自立生活支援用具、(3)在宅療養等支援用具、(4)情報・意思疎通支援用具、(5)排泄管理支援用具、(6)居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

日常生活用具給付事業で扱う用具は、多種多様であり、耐用年数等の関係から種目ごとの実績にはばらつきがありますが、平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	609	682	690	698	700

【見込量確保のための方策】

在宅の重度障害児者の日常生活の便宜を図るため、今後とも制度の周知や、障害特性、必要性等に応じた的確な給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙と手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

なお、手話奉仕員養成研修（入門課程）と手話奉仕員養成研修（基礎課程）を一年おきに開催し、原則2か年で養成する課程になっています。また、平成28年度にはじめての手話教室を行いました。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数	7	22	22	37	37

【見込量確保のための方策】

情報の取得が困難な人との交流活動の促進や、自立した日常生活と社会生活を営むためのサポート体制を充実させるために、今後も事業の周知を図り、奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、社会参加のための外出が円滑にできるように移動を支援します。

平成28年度までの利用実績及び平成29年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	22	22	22	22	23
延利用時間	1,280	1,280	1,309	1,338	1,367

【見込量確保のための方策】

障害者等が、社会の様々な分野へ積極的に参加し、生きがいをもって生活できるよう、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供ができるよう、移動の支援の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用・勤労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	27	27	27	27	27
実施箇所数	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり今後も利用者の動向を踏まえサービスの提供に努めます。

(1 1) 訪問入浴サービス事業

家庭において、入浴することが困難な身体障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、居宅において訪問入浴サービスの提供を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	2	2	2	2	2
実施箇所数	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

今後も引き続き現行サービスの提供に努めます。

(1 2) 障害者職親委託事業

療育手帳の所持者を対象に、知的障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため登録された職親のもとで、一定期間の生活指導や技能習得訓練等を行います。

平成 27 年度、平成 28 年度の利用は、職親がないため、利用はありませんでしたが、申請があったときに備え、引き続き事業は継続していきます。

(13) 日中一時支援事業

障害者に一時的な日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図ります。

平成28年度までの利用実績及び平成29年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	14	14	14	14	14
実施箇所数	4	4	4	4	4

【見込量確保のための方策】

現行時間帯の延長や障害児及び医的ケア児に対応したサービスの提供を行える体制整備に努めます。

5. 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関等関連する職務に従事する者、団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図っていきます。

6. 岩沼市独自事業（その他の事業）

（1）更生訓練費給付事業

更生訓練を実施する施設の利用者が、効果的に訓練を受け、社会復帰の促進を図るために、更生訓練費の支給を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	0	0	2	2	2

【見込量確保のための方策】

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

（2）障害者雇用奨励金交付事業

知的障害者や精神障害者等を雇用し、障害者の雇用・定着を図る企業に対し、市制度による奨励金の支給を行います。

平成 27 年度、平成 28 年度の利用はありませんでしたが、引き続き事業は継続していきます。

（3）自動車運転免許取得費助成事業及び身体障害者自動車改造費助成事業

自動車運転免許取得費助成事業においては、身体障害者又は知的障害者が、就労やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。また、身体障害者自動車改造費助成事業においては、重度の身体障害者が、就職やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、自動車を改造するための費用の一部を助成します。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

今後も制度の周知を図り、障害者の社会参加の促進を図ります。

(4) 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業

①福祉タクシー利用助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に福祉タクシー利用助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

②障害者自動車燃料費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に自動車等燃料費助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

平成28年度までの利用実績及び平成29年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

＜福祉タクシー利用助成事業＞

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	372	372	371	371	371
実施箇所数	18	18	18	18	18

＜障害者自動車燃料費助成事業＞

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	633	640	645	651	657
実施箇所	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

福祉タクシー利用助成事業と障害者自動車等燃料費助成事業については、当面、現行の助成内容を維持したいと考えていますが、今後の財政状況等の動向によっては、必要に応じ、助成対象者や助成内容等の見直しを行います。

(5) 精神障害者小規模作業所事業

精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図るため、生活訓練や作業指導を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	9	8	6	5	4
実施箇所数	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害者総合支援法の就労系サービスに利用者がスムーズに移行できるよう調整します。なお、小規模作業所については、利用者の移行とともにあり方を検討します。

(6) 精神障害者コミュニティサロン事業

在宅の精神障害者が自由に集まり、活動できる場の提供を行います。外出の機会を増やすこと、コミュニティサロン内での各種活動やピアカウンセリング等を通じ、病気の再発予防、社会復帰や自立を図る取り組みを行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	15	18	18	18	18
実施箇所数	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

